

令和5年神審第11号

裁 決

瀬渡船A乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年6月10日13時47分

徳島県伊島南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 瀬渡船A

総 ト ン 数 5.7トン

登 録 長 11.38メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 264キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや前方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その前方に磁気コンパス、左舷側に魚群探知機、GPSプロッター、右舷側にレーダー、機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えた最大搭載人員が旅客30人及び船員1人のFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、瀬渡しの目的で、船首0.4メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和4年6月10日04時30分徳島県椿泊漁港を発し、伊島西方の同県棚子島沖合に向かった。

ところで、a受審人は、昭和49年頃から遊漁船業を営んでいたことから、伊島、棚子島及び棚子島南方の徳島県前島周辺に、多数の水上市岩、洗岩などを含む浅所の存在を承知していた。

a受審人は、05時00分棚子島西方沖合の西ノ長碇に2人、同島南方沖合の磯に2人、前島西方沖合の磯に1人、棚子島東方沖合の唐人碇に1人及び伊島南東方沖合の岩場に1人の釣り客を順次瀬渡ししたのち、05時30分前島南西方沖合で錨泊して釣り客2人に釣りを行わせた。

a受審人は、南寄りの風が強くなってきたことから、釣り客を収容して帰航することとし、13時30分抜錨して西ノ長碇に向かい、続いて唐人碇、伊島南東方沖合の岩場の釣り客を順次収容したのち、唐人碇西方の棚子島南方及び前島西方沖合の各磯の釣り客を収容するため、伊島南方沖合を西行した。

a受審人は、舵輪右舷後方の操縦席に腰掛けて操船に当たり、13時44分半少し前伊島灯台から148度（真方位、以下同じ。）500メートルの地点で、針路を船首目標とした唐人碇南端に向く243度に定め、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、13時45分半僅か過ぎ伊島灯台から169.5度520メートルの地点に至り、操舵室に入室してきた釣り客への対応のために左舷後方を向いたところ、右舵がとられ、右旋回を開始した。

a 受審人は、13時46分伊島灯台から177度540メートルの地点に達し、船首が248度を向いたとき、唐人箸南端に向く針路から外れて右旋回しながら、唐人箸東方の浅所（以下「唐人箸浅所」という。）に向かう態勢であったが、釣り客への対応に気をとられ、唐人箸南端を見て偏位状況を把握するなど、針路の確認を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、右旋回をしながら唐人箸に向かって続航し、13時47分伊島灯台から191度600メートルの地点において、Aは、船首が259度を向いたとき、原速力のまま、唐人箸浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の南西風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、センターキールに亀裂を伴う擦過傷を生じたが、のち修理され、釣り客3人が非骨傷性頸髄損傷、痙性四肢麻痺、胸部打撲傷、頸椎捻挫等をそれぞれ負った。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、伊島南方沖合において、同島沖合を西行中、操舵室に入室した釣り客への対応をする際、針路の確認が不十分で、右旋回しながら唐人箸浅所に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、伊島南方沖合において、唐人箸西方の釣り客を収容するため、同島沖合を西行中、操舵室に入室した釣り客への対応をする場合、同箸南端を船首目標としていたから、同端を見て偏位状況を把握するなど、針路の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、

釣り客への対応に気をとられ、針路の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、唐人婆南端に向く針路から外れて右旋回しながら、唐人婆浅所に向かう態勢に気付かずに進行して乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせ、釣り客3人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年9月26日

神戸地方海難審判所

審判官 池田博美